

日本とフランスの二つの誤解

「日本には『設計施工』が無いでしょう、フランスは『設計施工』ですよ」。早間さんからいきなり、そう話を切り出されたので、私は一瞬返事につまづいてしまった。

これは昨年(二〇一三年)四月、東京建築士会の会報(月刊)に載せた筆者の巻頭言の書き出しである。ここには驚くべき二つの誤解、それも積み積もった長年の誤解が染み込んでいる。第一の誤解は、明治以来設計施工を実行してきた日本のゼネコン(GC)のことを全く知らないフランス建築界の誤解。もう一つは、ヨーロッパの建築家は設計と施工を分離発注していると思わされてきた日本建築界の誤解だ。

建築家・早間玲子さんは、フランスに永くお住まいで、仏建築家ジャン・ブルーベが始めたフランスの著名なカーテンウォールメーカーの仕事を手伝い、今でもブルーベらしい彼の姿を日本人に紹介したいと考えている人である。建設省住宅局長だった澤田光英さんとの交流も深く、日本建築センターの関係した日仏建築会議にはほとんど参加していて、日本のパイロットハウス(注:日本の住宅生産合理化推進政策の一つ。一九七〇～七五年)のこともよく知っているはずの人だから、私にとっては、彼女の思いもかけ

コンのいない欧米では、沢山の図面を書いて瑕疵をなくそうとするのが建築家の仕事であり、職人を信頼して簡単な指図で済ませるのが江戸時代の棟梁、即ち、現代日本のゼネコンの設計施工である。欧米の建築家も、江戸時代の棟梁も設計から施工まで、まとめて責任をとる覚悟に違いは無い。

日本は明治以降、洋風建築の設計を英建築家ジョサイア・コンドルから学んだ。その施工はコンドルの指名するゼネコンに任されていたが、施工結果の責任はコンドルにあった。そしてゼネコンのルーツはいくまでもなく江戸時代の棟梁である。すなわちコンドルという洋風の建築家が日本の伝統的棟梁と組むことで、設計施工を一貫し、請負金額とその性能を保証していたと考えられる。

後になって、施工会社が入札で選ばれるようになる。それが、はっきり見えるのは官庁に営繕部が出来たからであろう。そこでは、設計者が官庁に属し、発注者自身であるという意味で、設計者の選択はされない。そして工事業者の入札を執行するのは設計者であった。国という発注者に対して、予算を管理し、契約を実行する全責任を負うのは設計者(営繕部)である。

建築家が、設計と施工の分離をやかましく主張するようになったのは、第二次大戦後ではな

設計施工

—発注者の視点に立てば—

東京大学名誉教授
内田祥哉
Yositika Utida

かろうか。その発言は、専ら建築家協会と思われるが、建築家協会は、前川國男、坂倉準三、吉阪隆正など、フランス帰りの人材が中心になってつくった団体だから、本来先のような誤解は、起るはずがなさそうに見える。それにもかかわらず今日の誤解が起きたのは、なぜか。最近になって、前川國男も、設計と施工を分離して発注するのがよいとは考えていなかったことが解ってきた(注:速水清孝「建築家と建築士」、東京大学出版会、三八四頁)。欧米のように、施工を別の組織にゆだねても、厳格な管理をして、工期、予算、性能という三つのことを約束どおりに実行させるのは設計者の責任、という趣旨であったようだ。だから、建設会社の選択は建築事務所任されるべきで、予算の執行にも責任を持つという考えであった。この考えは、前川の主宰していた建築事務所にも受け継がれているし、先に述べた官庁営繕のあり方とも一致しているし、さらに、コンドルの契約に遡っても違いが無い。いずれも、発注者の側に立って、出来上がる建築の性能と価格と工期をまとめる責任を持つのが、設計者であるという考えである。

こう考えると、建築を請け負う組織についての早間さんのいうフランスの事情と、日本の棟梁やゼネコンの考えとの間にも差が無いことになる。要するに、建築工事は、誰が請け負うに

ない発言を聞いて返事に窮したのである。

早間さんの話をもう少し詳しく聞いてみると、日本を代表する建築家、前川さん(前川國男建築事務所の創立者・一九〇五～一九八六年)や坂倉さん(坂倉準三建築研究所の創立者・一九〇一～一九六九年)は設計はするが施工はしない設計専業である。「でも、照明器具のような物は設計と施工が分けられますか? カーテンウォールもそうでしょう」と早間さんは言う。ジャン・ブルーベは自ら工場を持ち、設計施工でカーテンウォールを請け負っていた。「だから、私も(早間さんも)建築家として、施工を含めて工事の責任を取るつもりだ」と言われる。日本の常識が根本からひっくり返される話だった。

設計と工事をまとめて発注が簡便

実際、建築工事には、設計と施工を分けるのが難しいことが多い。そして、発注者側から見ると、設計と施工を別に発注すれば、価格や工期に見解の相違が出来たときの調整は発注者が自らしなければならぬ。その調整に専門知識が必要になるなら、初めから工事までまとめて発注する方が簡便なことは自明である。

まだ出来ていない物の性能と価格を保証するのが請負契約であるが、請負契約のリスクを出来るだけ少なくするために、しっかりとゼネコンとでも、発注者の希望する性能と工事費と工期を一括して約束しなければならぬ、ということである。

発注者は約束どおりに完成させる責任を求める

発注者の立場から見れば、設計者が請け負っても、施工者が請け負っても、発注者との約束通りに完成させる責任を求めたいので、誰が請け負っているかは問題でない。江戸時代には、仕上げを担当する左官が請け負い、大工を下請けにした例もあると言うし、関東では鳶が仕事をとり、大工、左官を使って完成させる例もあったと聞いている。

発注者から見れば、発注した結果どんな物がいくらで出来るかが重要で、いくらかかるか解らない不安が残るのは困るし、どんな物が出来るか解らないのでは話にならない。どんな物かという建築性能と、いくらで完成させるかという工事見積もりと、何時完成するかを含めて約束させたい。それが発注者の本音である。分けて発注すれば、責任が分散し、出来上がったものに瑕疵が見つければ、紛争の種になるだけである。すべての誤解は、いつの時代からか。発注者が、施工とは別に、設計だけを発注するようになったことに始まったのではないか。

※コンドルの島津公爵との工事契約書(現・清泉女子大学本館の件)によると「建築各業二関スル契約ヲ取極ムルコト」「建築師ハ親シク建築ノ施工ヲ監督シソノ責ニ任スルコト」とあるから、コンドルは設計だけでなく施工についても業者の選択から監督責任までを担っていたと読める。(肥沼真理子「島津公爵家とコンドルの『建築師契約』と邸宅の完成」、『清泉文苑』第31号、42頁、2014年3月15日)